

(別表)(第4条関係)

貸付資金の種類	資金内容	貸付条件等
1 事業経営改善 合理化資金	(1) 素材生産等促進資金 森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者(素材生産に係るものに限る。)又は数人共同の事業体若しくは単独事業体(数人共同事業体に単独事業体を加えた事業体を含む。以下「数人共同事業体等」という。)が素材生産、素材若しくは木材製品の引取り(木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。)又は素材若しくは木材製品の加工を行うために必要な運転資金で、次に掲げるもの ア 素材生産を行うのに必要な資金であつて、施業集約化費用、立木購入代金(前渡金、予約金等を含む。)、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用(作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。)及び作業委託費 イ 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び素材の引取りに必要な輸送費 ウ 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び製材等の引取りに必要な輸送費 エ 素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金(素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。) なお、エの素材等の加工を行うのに必要な資金の貸付対象者は、アからウまでのいずれかの資金を借り受けようとする者に限る。	① 青森県木材産業等高度化推進資金制度運営要領(以下「運営要領」という。)第3条第1項第1号に該当する事業体 ② 運営要領第3条第1項第2号から第6号までに該当する事業体で木材の年間取扱量がおおむね3,000m³以上の単独事業体 ③ 運営要領第3条第1項第2号から第6号までに該当する数人共同の事業体及び数人共同事業体等で木材の年間取扱量の合計がおおむね3,000m³以上の事業体 ④ 新製品の開発等により木材の需要拡大に努めている単独事業体(以下「需要開拓者」という。) ⑤ 日本農林規格等に関する法律第2条第3項に規定する登録認証機関の認証(製材の日本農林規格(平成19年農林水産省告示第1083号)のうち、構造用製材に係るものに限る。)を受けた木材製造業を営む単独事業体(以下「JAS認定業者」という。) ⑥ JAS認定業者を含む数人共同の事業体及び数人共同事業体等(JAS認定業者以外の者にあつては、1年以内に当該認定を受けることが確実と見込まれる者。以下「JAS認定業者等」という。) ⑦ 運営要領第3条第1項第2号から第4号までに該当する単独事業体で木材の年間取扱量がおおむね1,500m³以上の単独事業体 利率()内は機関保証付きの場合) (林野庁長官が別に定めるところにより知事が選定した林業経営体(以下「選定経営体」という。))及び単独事業体にあつては大規模事業体(木材の年間取扱量がおおむね10,000m³以上の事業体)への貸付けに係るものに限る。) 短期運転資金 年2.15%(年1.75%) 長期運転資金 年2.30%(年1.90%) (資金の回収期間が1年を超えるもの) (単独事業体にあつては、中規模事業体(木材の年間取扱量がおおむね3,000m³以上の事業体)への貸付けに係るものに限る。) 短期運転資金 年2.40%(年2.00%) 長期運転資金 年2.80%(年2.40%) (資金の回収期間が1年を超えるもの) (単独事業体にあつては、大規模事業体及び中規模事業体への貸付けに係るものを除く。) 短期運転資金 年2.50%(年2.10%) 長期運転資金 年3.00%(年2.60%) (資金の回収期間が1年を超えるもの) 償還期間 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 (据置期間1年以内を含む。) 貸付限度額 1億円 (特認2億円、4億円、5億円)

貸付資金の種類		資 金 内 容	貸 付 条 件 等
1 事業経営改善 合理化資金	(2) 新規需要創出資金	ア 木材の製造に係る事業体であってイに掲げる木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行う者が、当該製品の原材料となる素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な運転資金であって、次に掲げるもの a 素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 b 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費 c 素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。） イ 本資金の貸付対象となる木材の新規需要の創出に資する木材製品とは、次に掲げるものであって、非住宅分野における木材需要の開拓、地域材の利用が低位な部材における地域材利用の拡大又は木質バイオマス利用の拡大に資すると認められるものとする。 a 製材 b 合板 c 集成材 d 単板積層材 e 防腐、防虫、耐火処理材 f 直交集成材 g 木質チップ、ペレット h その他林野庁長官が承認した製品	運営要領第3条第1項第4号に該当する数人共同の事業体及び単独事業体（数人共同事業体等を含む。）で木材の年間取扱量が増加するように計画し、その達成が確実と見込まれる者 利率（〈 〉内は機関保証付きの場合） 短期運転資金 年 2.15% 〈年 1.75%〉 長期運転資金 年 2.30% 〈年 1.90%〉 （資金の回収期間が1年を超えるもの） 償還期間 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 （据置期間1年以内を含む。） 貸付限度額 1億円

貸付資金の種類	資 金 内 容	貸 付 条 件 等
2 木材高度加工資金	ア 次に掲げる木材の製造に係る事業者が木材の加工を行うために必要な運転資金で、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費（地域材であって JAS 材に係るものに限る。） a 次の施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業者であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね 3,000m³以上のもの (a) 集成材製造施設 (b) 人工乾燥施設 (c) 薬剤処理施設 (d) プレカット加工施設 (e) 廃木材破砕・再生処理施設 (f) 製材用省力化設備 (g) 合板用省力化設備 (h) 木製組立材料製造用省力化設備 (i) 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備 b 合併等により新たに設立された素材等の加工を行う事業者であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね 5,000m³以上のもの c 木材 JAS 製品、乾燥材等の高度加工を行うもの イ 長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づきアの資金を借り受けようとする者に原材料となる素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な運転資金で次に掲げるもの a 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な資金を含む。）及び輸送費 b 素材又は木材製品の引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金であって、素材若しくは木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金 ウ ただし、ア及びイとも契約、協定等に基づき素材若しくは木材製品を引取り、その加工を行うのに必要となる資金又は当該素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な資金を借り受けようとする者とする。	① 運営要領第 3 条第 1 項第 1 号に該当する事業者並びに同項第 4 号に該当する数人共同の事業者及び単独事業者（数人共同事業者等含む。） ② 運営要領第 3 条第 1 項第 3 号並びに同項第 5 号及び 6 号に該当する数人共同の事業者及び単独事業者（数人共同事業者等含む。）で、長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づき上記①の事業者に対して素材の供給を行う者 利率（〈〉内は機関保証付きの場合） 短期運転資金 年 2.15%（年 1.75%） 長期運転資金 年 2.30%（年 1.90%） （資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 償還期間 短期運転資金 1 年以内 長期運転資金 5 年以内 （据置期間 1 年以内を含む。） 貸付限度額 1 億円 （特認 2 億円）

貸付資金の種類		資 金 内 容	貸 付 条 件 等
3 林業経営改善資金	(1) 林業経営高度化推進資金	ア 林業を営む者が行う造林に必要な運転資金で、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設使用料、作業委託費 イ 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体又は森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表する民間事業者として登録を受けている森林組合（ただし、令和12年度までは、令和2年度末時点において、都道府県知事により中核組合に認定されている森林組合を含む。）が素材生産を請負わせるために必要な運転資金で、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃	運営要領第3条第1項第1号に該当する事業体並びに同項第2号及び第3号に該当する数人共同の事業体及び単独事業体（数人共同事業体等含む。） 利率（く）内は機関保証付きの場合） 短期運転資金 年2.50%（年2.10%） 長期運転資金 年3.00%（年2.60%） （資金の回収期間が1年を超えるもの） 償還期間 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 （据置期間1年以内を含む。） 貸付限度額 1億5千万円 （特認4億円）
	(2) 伐採・造林一貫作業推進資金	森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体が素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な運転資金で、次に掲げるもの。 ア 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。） イ 造林を行うのに必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費とする。	運営要領第3条第1項第1号に該当する事業体並びに同項第2号及び第3号に該当する数人共同の事業体及び単独事業体（数人共同事業体等含む。） 利率（く）内は機関保証付きの場合） （選定経営体への貸付けに係るものを除く。） 短期運転資金 年2.40%（年2.00%） 長期運転資金 年2.80%（年2.40%） （資金の回収期間が1年を超えるもの） （選定経営体への貸付けに係るものに限る。） 短期運転資金 年2.15%（年1.75%） 長期運転資金 年2.30%（年1.90%） （資金の回収期間が1年を超えるもの） 償還期間 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 （据置期間1年以内を含む。） 貸付限度額 2億円 （特認4億円）

貸付資金の種類	資 金 内 容	貸 付 条 件 等
4 木材安定供給資金	都道府県知事等の認定を受けた事業計画（森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成したものに限る。）に掲げる事業を実施するために必要な運転資金であって、次に掲げるものとする。 1 素材生産を行うのに必要な資金 施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、管理経営法第8条の14第4項に基づき納付すべき樹木料、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費。 なお、管理経営法第8条の5第3項に基づく権利設定料を含む。 2 素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な資金 素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金 3 素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金 (1) 素材又は木材製品の引取りを行うのに必要な資金 素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費並びに作業委託費 (2) 木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金 ICTを活用したデータベース整備費用等及び作業委託費 4 素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金 輸送を行うための作業労賃、燃料費、機械・車両の使用料及び維持費用 5 木材製品利用事業を行うのに必要な資金 木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、木材製品の引取りに必要な輸送費、木材製品の加工又は利用するための作業労賃、電力費、燃料費その他の木材製品を加工又は利用するのに必要な資金	運営要領第3条第4項の事業計画の認定を受けた次に掲げる者 ① 森林所有者等（左記1、3の資金に限る。） ② 木材利用事業者等（左記2、3の資金に限る。） ③ 木材卸売業を営む者、木材市場を開設する者又はその組織する団体（左記3の資金に限る。） ④ 木材の輸送を業として行う者（左記3、4の資金に限る。） ⑤ 木材製品利用事業者等（左記3、5の資金に限る。） 利率（〈〉内は機関保証付きの場合） 短期運転資金 年2.15%（年1.75%） 長期運転資金 年2.30%（年1.90%） （資金の回収期間が1年を超えるもの） 償還期間 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 （据置期間1年以内を含む。） 貸付限度額 3億円 （特認4億円）

※ 貸付限度額の特認は、林野庁長官の定める基準に該当し、林野庁長官が特認金額を超えない範囲内で承認した額とする。

※ 貸付利率における「機関保証付き」は100%の機関保証に限る。